

ワークプレイスチャージング導入事業費補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、電気自動車等の導入を促進するため、事業者が太陽光発電及び充給電器等を導入し、エネルギー自立型施設のモデル構築を行う事業に要する経費に対し、神奈川県が予算の範囲内において補助金を交付することについて補助金の交付等に関する規則（昭和45年神奈川県規則第41号。以下「規則」という。）に規定するもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の定義は、当該各号の定めるところによる。

(1) 電気自動車等

外部電源から充電でき、かつ自動車から外部へ電力を供給できる電気自動車及びプラグインハイブリッド自動車をいう。

(2) ワークプレイスチャージング設備

従業員の通勤車両や、社用車への充電を職場で行うための設備をいう。

(3) エネルギー自立型施設

太陽光等の再生可能エネルギーによる発電設備と蓄電池を組み合わせ、余剰電力の蓄電及び蓄電池からの電力供給を行う、エネルギー自給自足の施設をいう。

(補助対象事業)

第3条 補助の対象とする事業（以下「補助事業」という。）は、別に定めるワークプレイスチャージング導入事業公募要領（以下「公募要領」という。）に基づき、県が採択した事業計画に則して実施する、ワークプレイスチャージング設備の導入及びエネルギー自立型施設の普及につながる施設の構築を県内で行う事業であって、次の各号に掲げる要件に適合するものとする。

(1) 別表1に掲げる設備（以下「補助対象設備」という。）の設置を行うこと。

(2) 電気自動車等の蓄電池の活用を含めたエネルギー自立型施設を構築し、効率的なエネルギーマネジメントを行うこと。

(3) 再生可能エネルギー固定価格買取制度による再生可能エネルギーの全量売電、余剰売電を行わないものであること。

2 補助対象設備については、導入済みの設備を転用し、増設・改造する場合にも対象とする。

(補助事業者)

第4条 補助金の交付を受けることができる者は、個人事業者又は法人（法人税法（昭和

40年法律第34号) 第2条第5号に規定する公共法人を除く)(以下「補助事業者」という。)とする。

- 2 補助対象設備のうち、リースにより設置するものがある場合は、リース事業者と共同申請を行うこととし、補助事業者のうちいずれか一者を「代表補助事業者」とし、代表補助事業者以外の補助事業者を「共同補助事業者」というものとする。
- 3 前項による申請を行う場合、リース事業者は、代表補助事業者と共同補助事業者との間に締結するリース契約により設置する補助対象設備に係る補助金相当分をリース料から減額しなければならない。

(補助対象経費)

第5条 補助の対象となる経費(以下「補助対象経費」という。)は、別表2に掲げるものとする。

- 2 前項の経費の算出は、次の各号を除外するものとする。
 - (1) 国の補助金を受ける場合は、当該補助金のうち補助対象経費に係る補助額
 - (2) 消費税及び地方消費税相当額
 - (3) 補助対象設備を建築物の建材等と一体で設置する場合には、建材等を単独で設置する場合に要する費用相当額

(補助額の算出方法等)

第6条 補助額は、前条の規定により算定した補助対象経費に3分の1を乗じた額と、公募要領に基づき県が選考した結果に関する通知による補助限度額のいずれか低い額とする。

- 2 前項の規定により算出した補助金の額に千円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てるものとする。

(補助金の交付申請)

第7条 補助事業者が、補助金の交付申請をする場合は、ワークプレイスチャージング導入事業費補助金交付申請書(第1号様式)に、別表3に掲げる必要書類を添えて、県が別に定める期限までに提出しなければならない。

(暴力団排除)

第8条 神奈川県暴力団排除条例第10条の規定に基づき、申請者が次の各号に該当する場合は、補助金交付の対象としない。

- (1) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第2条第6号に規定する暴力団員
- (2) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第2条第2号に規定する暴力団
- (3) 法人にあつては、代表者又は役員のうち第1号に規定する暴力団員に該当する者があるもの
- (4) 法人格を持たない団体にあつては、代表者が第1号に規定する暴力団員に該当する

もの

2 知事は、必要に応じ補助事業者が、前項各号のいずれかに該当するか否かを神奈川県警察本部長に対して確認を行うことができる。

ただし、当該確認のために個人情報を経済産業局に提供するときは、神奈川県警察本部長に対して当該確認を行うことについて、当該個人情報の本人の同意を得るものとする。

3 知事は、補助事業者が第1項各号のいずれかに該当するときは、交付決定の全部又は一部を取り消すことができる。

(交付決定)

第9条 知事は、第7条の規定による申請書の提出があった場合において、その内容を審査した上で、補助金の交付を決定したときは、ワークプレイスチャージング導入事業費補助金交付決定通知書（第2号様式）により、不交付を決定したときは、ワークプレイスチャージング導入事業費補助金不交付決定通知書（第3号様式）により通知するものとする。

(交付条件)

第10条 規則第5条の規定による条件は、次のとおりとする。

- (1) 補助事業の内容又は補助事業の経費の配分の変更をしようとする場合は、すみやかに知事の承認を受けなければならない。ただし、補助事業及び補助額に影響を及ぼすことがないものはこの限りではない。
- (2) 補助事業を中止し、又は廃止しようとする場合は、すみやかに知事の承認を受けなければならない。
- (3) 補助事業が予定の期間に完了する見込みのない場合若しくは完了しない場合又は補助事業の遂行が困難となった場合は、すみやかに知事に報告し、その指示を受けなければならない。
- (4) 補助事業者は補助事業を完了後、速やかに補助事業で設置した設備の利用を開始し、効率的なエネルギー管理を行わなければならない。また、設備利用開始後は、県が行う効果検証に協力しなければならない。

(変更の承認)

第11条 前条第1号及び第2号の規定に基づく知事の承認を受けようとする場合は、ワークプレイスチャージング導入事業費補助金変更（中止、廃止）承認申請書（第4号様式）に変更の内容及び理由又は中止、廃止の理由を記載した書類を添付して知事に提出しなければならない。

2 知事は、前項の規定による申請書の提出があった場合において、変更が適当であると認め、かつ、交付決定額の変更を伴わないときは、ワークプレイスチャージング導入事

業費補助金変更承認通知書（第5号様式）により、変更が適当であると認め、かつ、交付決定額の変更を伴うときは、ワークプレイスチャージング導入事業費補助金変更交付決定通知書（第6号様式）により、変更が適当であると認めなかったときは、ワークプレイスチャージング導入事業費補助金変更不承認通知書（第7号様式）により通知するものとする。ただし、変更が適当であると認めた場合でも、第9条の規定により通知した交付決定額を増額することはできないものとする。

- 3 知事は、前項の規定による申請書の提出があった場合において、中止又は廃止が適当であると認めたときは、ワークプレイスチャージング導入事業費補助金中止・廃止承認及び交付決定取消通知書（第8号様式）により、中止又は廃止が適当であると認めなかったときは、ワークプレイスチャージング導入事業費補助金中止・廃止不承認通知書（第9号様式）により、通知するものとする。

（申請の取下げのできる期間）

第12条 規則第7条第1項の規定により申請の取下げのできる期間は、交付の決定の通知を受理した日から10日を経過した日までとする。

（補助事業の実施）

第13条 第4条の規定による補助事業者は、第9条の規定による交付決定の後に、補助事業に着手しなければならない。

- 2 前項に定める補助事業の着手日は、次の各号に掲げる日のうち、最も早い日とする。

- (1) 補助対象設備を購入した日
- (2) 補助対象設備のリース契約をした日
- (3) 補助対象設備の設置工事の着工のあった日
- (4) 設計費を補助対象経費に算入する場合には、補助事業に係る設計のあった日

- 3 第17条に規定する実績報告を行う期日にかかわらず、補助事業は補助事業を実施する年度の3月末日までに完了しなければならない。ただし、当該期日が県の休日に当たるときは、その休日の前日をもって期限とみなす。

- 4 前項に定める補助事業の完了は、補助事業の実施に係る工事及び設計の完了した日又は補助事業者の設備、工事及び設計の請負業者等に対して補助事業にかかるすべての支払が完了した日のいずれか遅い日とする。

（状況報告）

第14条 知事は、必要に応じて補助事業者から補助事業の遂行の状況報告を求め、又は調査することができる。

（決定の取消し）

第15条 知事は、補助事業者が次のいずれかに該当するときは、補助金の交付の決定の全

部又は一部を取り消すことができる。

- (1) 偽りその他不正の手段により補助金の交付を受けたとき
- (2) 補助金を他の用途に使用したとき。その他補助事業に関して補助金の交付の決定の内容若しくはこれに付した条件又は法令若しくはこれに基づく知事の指示若しくは命令に違反したとき
- (3) 補助事業の実施に関して不正、怠慢その他不適當な行為を行ったとき

(補助金の返還)

第16条 補助事業者は、前条の規定による処分に関し、補助金の返還を命ぜられたときは、その命令に係る補助金の受領の日から納付の日までの日数に応じ、当該補助金の額（その一部を納付した場合におけるその後の期間については、既納額を控除した額）につき年10.95パーセントの割合で計算した加算金を県に納付しなければならない。

2 補助事業者は、補助金の返還を命ぜられ、これを納期日までに納付しなかったときは、納期日の翌日から納付の日までの日数に応じ、その未納付額（その一部を納付した場合におけるその後の期間については、既納額を控除した額）につき年10.95パーセントの割合で計算した延滞金を県に納付しなければならない。

(実績報告)

第17条 規則第12条の規定による実績報告は、ワークプレイスチャージング導入事業費補助金実績報告書（第10号様式）に別表4に掲げる必要書類を添えて、補助事業完了の日から2箇月以内又は補助事業を実施した年度の翌年度の4月30日のいずれか早い期日までに行わなければならない。ただし、当該期日が県の休日になるときは、その休日の前日をもって期限とみなす。

(現地調査)

第18条 知事は、前条の規定による実績報告書の内容審査の結果、必要と認められるときは現地調査を実施するものとする。

(補助金の額の確定及び支払)

第19条 規則第13条の規定により交付すべき補助金の額を確定したときは、第9条又は第11条の規定により通知した交付決定額と当該確定額が相違する場合に限り、ワークプレイスチャージング導入事業費補助金交付額確定通知書（第11号様式）により補助事業者に対し通知するものとする。ただし、第9条又は第11条の規定により通知した交付決定額を増額することはできないものとする。

2 この補助金は、交付すべき補助金の額を確定した後に精算交付するものとする。

(財産の処分の制限)

第20条 規則第17条ただし書きの規定により知事が定める期間並びに同条第2号及び第3号の規定により、知事が定める財産の種類は、次のとおりとする。

財産の種類	期 間
充給電器	5年
充電器	5年
蓄電池	6年
再生可能エネルギー発電設備	9年

- 2 処分制限期間内において、補助事業により設置した設備等を処分しようとするときは、あらかじめ書面により財産処分の承認について知事に申請し、その承認を受けなければならない。
- 3 知事は、前項の規定により処分を承認するときに、必要であると認める場合には、補助金の全部又は一部に相当する金額の納付を請求するものとする。
- 4 補助事業者は、前項の規定による補助金の全部又は一部に相当する金額の請求を受けたときは、これを県に納付しなければならない。

(書類の整備等)

第21条 補助事業者は、補助事業に係る収入及び支出を明らかにした帳簿を備え、かつ、当該収入及び支出についての証拠書類を整備保管しておかななければならない。

- 2 前項に規定する帳簿及び証拠書類（以下「証拠書類等」という。）は、当該補助事業の完了の日の属する県の会計年度の翌年度から10年間保存しなければならない。
- 3 補助事業者が法人その他の団体である場合であって、前項に規定する証拠書類等の保存期間が満了しない間に当該団体が解散する場合は、その権利義務を承継する者（権利義務を承継する者がいない場合は知事）に当該証拠書類等を引き継がなければならない。

(届出事項)

第22条 補助事業者は、次の各号のいずれかに該当するときは、すみやかに文書をもってその旨を知事に届け出なければならない。

- (1) 個人事業者にあつては、住所又は氏名を変更したとき
- (2) 法人にあつては、所在地、名称又は代表者を変更したとき

附 則

この要綱は、平成30年5月10日から施行する。

別表 1（第 3 条関係）補助対象設備

	設備名	具体的設備	備考
1	ワークプレイスチャージング設備及び V 2 B 設備	(1) 充給電器 (2) 充電器 (3) 蓄電池 (4) 上記設備の設置に必要な設備	(1) は必ず設置すること
2	再生可能エネルギー発電設備	(1) 太陽光発電設備 (2) 風力発電設備 (3) その他の再生可能エネルギー発電設備 (4) 上記設備の設置に必要な設備	(1)、(2)、(3) のいずれかを必ず設置すること

別表 2（第 5 条関係）補助対象経費

	項目	詳細
1	設計費	別表 1 に記載の設備の設計に要する経費
2	設備費	別表 1 に記載の設備の購入に要する経費
3	工事費	補助事業の実施に必要な工事に要する経費

※補助対象経費に消費税及び地方消費税は含まない。

別表 3（第 7 条関係）交付申請時に提出が必要な書類

	書類名称
1	本事業の事業計画書の写し
2	<ul style="list-style-type: none"> ・ 法人の場合：登記簿謄本、現在事項全部証明書又は履歴事項全部証明書（発行から 3 ヶ月以内のもの、写し）、財務諸表（直近 2 ヶ年分）及び役員等氏名一覧表（第 1 号様式別紙） ・ 個人事業者の場合：運転免許証、写真付き住民基本台帳カード、マイナンバーカード、パスポートのいずれかの写し、並びに確定申告書 B（直近 2 ヶ年分）又は、銀行の当座預金口座開設に関する証明書（発行から 3 ヶ月以内のもの、写し）
3	役員等氏名一覧表（第 1 号様式別紙 1）（申請者が法人の場合）
4	補助事業に係る設備の仕様書
5	対象設備の設計図面
6	周辺地図
7	複数事業者で事業を実施する場合には、代表事業者への補助金申請手続きにかかる委任状及び事業者間の役割分担等を定めた契約書、覚書等（写し）
8	その他知事が必要と認める書類

別表 4（第17条関係） 実績報告時に必要な書類

	書類名称
1	請求書の写し
2	請求明細書の写し
3	補助事業に係る契約書又は請書の写し
4	補助事業に係る納品及び支出を証する書類の写し
5	補助対象設備をリースする場合は、リース契約書の写し
6	国の補助金を受けた場合は、当該補助金補助事業実績報告書の写し、補助金額確定通知書の写し及び金額の内訳がわかる書類
7	導入した設備の構成図
8	補助事業に係る完成図書又はこれに代わるもの
9	補助事業に係る設備導入後の完成写真又はこれに代わるもの
10	その他知事が必要と認める書類

第1号様式（第7条関係）

ワークプレイスチャージング導入事業費補助金交付申請書

平成 年 月 日

神奈川県知事 殿

申請者 郵便番号
所在地
名称
代表者・氏名 印

※ 複数事業者の場合は代表補助事業者の
所在地、名称及び代表者職・氏名

ワークプレイスチャージング導入事業費補助金の交付を受けたいので、関係書類を添えて申請します。

- 1 事業等の目的及び内容
添付の事業計画書（写）のとおり

2 交付申請額

項目	補助事業に 要する経費	補助対象経費 (a)	aのうち国の 補助額 (b)	算出額 (a-b)×1/3	補助額
設計費					
設備費					
工事費					
合計					

3 確認事項（同意の場合は、□にチェックをしてください）

- ワークプレイスチャージング導入事業費補助金交付要綱に定める処分制限期間が経過するまで、補助対象の設備を使用します。
- 補助対象設備の使用状況等に関する調査が実施される場合は協力します。
- 暴力団又は暴力団員でないことを確認するため、本様式又は第1号様式別紙1に記載された情報を神奈川県警察本部に照会することについて異議ありません。

(添付書類)

- (1) 事業計画書 (写し)
- (2) 法人の場合は、登記簿謄本、現在事項全部証明書又は履歴事項全部証明書 (発行から3ヶ月以内のもの、写し)
個人事業者の場合は、運転免許証、写真付き住民基本台帳カード、マイナンバーカード、パスポートのいずれかの写し、並びに確定申告書B (直近2ヶ年分) 又は、銀行の当座預金口座開設に関する証明書 (発行から3ヶ月以内のもの、写し)
- (3) 役員等氏名一覧表 (第1号様式別紙1) (申請者が法人の場合)
- (4) 申請する施設に係る設備の仕様書
- (5) 対象設備の設計図面
- (6) 周辺地図
- (7) 複数事業者で事業を実施する場合には、代表事業者への補助金申請手続きにかかる委任状及び事業者間の役割分担等を定めた契約書、覚書等 (写し)
- (8) その他知事が必要と認める書類

(連絡先)

氏名	
住所	
連絡先	
電子メール	

第2号様式（第9条関係）

ワークプレイスチャージング導入事業費補助金交付決定通知書

第 号
年 月 日

様

神奈川県知事

平成 年 月 日付けで申請のありましたワークプレイスチャージング導入事業費補助金の交付については、補助金の交付等に関する規則（昭和45年神奈川県規則第41号。以下「規則」という。）第4条第1項の規定により次のとおり決定したので、規則第6条の規定により通知します。

1 補助金額 円

2 補助条件

- (1) この補助金の対象となる事業は、平成 年 月 日付けで申請のあったワークプレイスチャージング導入事業費補助金に係る事業とし、その内容及び補助事業の経費の配分は申請のとおりとします。
- (2) 補助事業の内容又は補助事業の経費の配分の変更をしようとする場合は、すみやかに知事の承認を受けなければならない。ただし、補助事業及び補助額に影響を及ぼすことがないものはこの限りではありません。
- (3) 補助事業を中止し、又は廃止しようとする場合は、すみやかに知事の承認を受けなければなりません。
- (4) 補助事業が予定の期間に完了する見込みのない場合若しくは完了しない場合又は補助事業の遂行が困難となった場合は、すみやかに知事に報告し、その指示を受けなければなりません。
- (5) 補助事業者は補助事業を完了後、速やかに補助事業で設置した設備の利用を開始し、効率的なエネルギーマネジメントを行わなければならない。また、設備利用開始後は、県が行う効果検証に協力しなければなりません。
- (6) 次の場合、この補助金の交付の決定の全部又は一部を取り消すことがあります。また、取り消した部分に係る補助金を返還させ、補助金等の受領の日から納付の日までの日数に応じ、当該補助金等の額（その一部を納付した場合におけるその後の期間については、既納額を控除した額）につき年10.95パーセントの割合で計算した加算金を徴収することがあります。

ア 偽りその他不正の手段により補助金等の交付を受けたとき

イ 補助金等を他の用途に使用したときその他補助事業等に関して補助金等の交付

の決定の内容若しくはこれに付した条件又は法令若しくはこれに基づく知事の指示、若しくは命令に違反したとき

(7) この補助金は、事業実績報告書に基づき、精算交付します。

(8) その他、規則、ワークプレイスチャージング導入事業費補助金交付要綱の定めるところに従うこと。

3 この補助金に係る実績報告は、ワークプレイスチャージング導入事業費補助金交付要綱第17条の規定により、事業完了の日から2箇月以内又は補助事業を実施した年度の翌年度の4月30日のいずれか早い期日までに、知事に提出しなければなりません。ただし、当該期日が県の休日に当たるときは、その休日の前日をまでに提出しなければなりません。

4 補助事業により取得し、又は効用の増加した財産については、事業完了後においても善良なる管理者の注意をもって管理するとともに、補助金交付の目的に反して使用し、譲渡し、交換し、貸し付け、担保に供し、取り壊し、又は廃棄する場合（以下「処分」といいます。）には知事の承認が必要になります。また、知事の承認を得て処分した場合、補助金の全部又は一部に相当する金額の納付を命ずることがあります。ただし、次に掲げる期間を経過した場合はこの限りではありません。

財産の種類	期 間
充給電器	5年
充電器	5年
蓄電池	6年
再生可能エネルギー発電設備	9年

5 補助事業に係る収入及び支出を明らかにした帳簿を備え、かつ当該収入及び支出についての証拠書類を10年間保管しなければなりません。また、保存期間が満了しない間に団体を解散させる場合は、その権利義務を承継する者（権利義務を承継する者がいない場合は知事）に帳簿及び証拠書類を引き継がなければなりません。

6 所在地又は代表者を変更したときは、速やかに文書をもって知事に届け出なければなりません。

7 この補助金の交付の決定の内容又は条件に不服のあるときは、この交付決定通知書を受理した日から起算して10日以内に申請の取り下げをすることができます。

第3号様式（第9条関係）

ワークプレイスチャージング導入事業費補助金不交付決定通知書

第 号
年 月 日

様

神奈川県知事

平成 年 月 日付けで申請のありましたワークプレイスチャージング導入事業費補助金の交付については、次の理由により交付しないこととしたので、ワークプレイスチャージング導入事業費補助金交付要綱第9条の規定により通知します。

第4号様式（第11条関係）

年 月 日

神奈川県知事 殿

住 所

氏 名



ワークプレイスチャージング導入事業費補助金
変更（中止、廃止）承認申請書

平成 年 月 日付け 第 号をもって交付決定を受けたワークプレイスチャージング導入事業費補助金に係る事業を次のとおり変更（中止、廃止）したいので承認を受けたく、関係書類を添えて申請します。

1 変更（中止、廃止）の内容

事業の内容	変更（中止、廃止）前	変更（中止、廃止）後

2 変更（中止、廃止）の理由

第5号様式（第11条関係）

ワークプレイスチャージング導入事業費補助金
変更承認通知書

第 号
年 月 日

様

神奈川県知事

平成 年 月 日付けで変更承認申請のあったワークプレイスチャージング導入事業費補助金に係る事業については、承認することとしたので、ワークプレイスチャージング導入事業費補助金交付要綱第11条第2項の規定により通知します。

第6号様式（第11条関係）

ワークプレイスチャージング導入事業費補助金
変更交付決定通知書

第 号
年 月 日

様

神奈川県知事

平成 年 月 日付けで変更承認申請のあったワークプレイスチャージング導入事業費補助金の交付については、補助金の交付等に関する規則(昭和45年神奈川県規則第41号。以下「規則」という。)第4条第1項の規定により次のとおり決定したので、規則第6条の規定により通知します。

1 補助金額	円	
既 決 定 額		円
今回変更交付決定額		円

2 補助条件

- (1) この補助金変更の対象となる事業の内容及び補助事業の経費の配分は、平成 年 月日付けで申請のあったワークプレイスチャージング導入事業費補助金変更交付申請書記載のとおりとします。
- (2) この変更決定に伴う補助金の交付は、事業実績報告書に基づき、精算交付します。
- (3) この変更決定の内容又は条件に不服があるときは、この変更決定通知書を受理した日から起算して10日以内に申請の取り下げをすることができます。
- (4) その他の交付条件については、平成 年 月 日付け 第 号ワークプレイスチャージング導入事業費補助金交付決定通知書のとおりとします。

第7号様式（第11条関係）

ワークプレイスチャージング導入事業費補助金
変更不承認通知書

第 号
年 月 日

様

神奈川県知事

平成 年 月 日付けで変更承認申請のあったワークプレイスチャージング導入事業費補助金に係る事業については、次の理由により承認しないこととしたので、ワークプレイスチャージング導入事業費補助金交付要綱第11条第2項の規定により通知します。

（承認しない理由）

第8号様式（第11条関係）

ワークプレイスチャージング導入事業費補助金中止・廃止承認
及び交付決定取消通知書

第 号
年 月 日

様

神奈川県知事

平成 年 月 日付けで中止（廃止）承認申請のあったワークプレイスチャージング導入事業費補助金に係る事業については、承認することとし、補助金の交付決定を取り消したので、ワークプレイスチャージング導入事業費補助金交付要綱第11条第3項の規定により通知します。

第9号様式（第11条関係）

ワークプレイスチャージング導入事業費補助金中止・廃止
不承認通知書

第 号
年 月 日

様

神奈川県知事

平成 年 月 日付けで中止・廃止承認申請のあったワークプレイスチャージング導入事業費補助金に係る事業については、次の理由により承認しないこととしたので、ワークプレイスチャージング導入事業費補助金交付要綱第11条第3項の規定により通知します。

（承認しない理由）

年 月 日

神奈川県知事 殿

住 所

氏 名



※複数事業者の場合は、代表補助事業者の
所在地、名称及び代表者職・氏名

ワークプレイスチャージング導入事業費補助金実績報告書

平成 年 月 日付け 第 号をもって交付決定を受けたワークプレイスチャージング導入事業補助金に係る補助事業の実績について、関係書類を添えて報告します。

1 申請者の概要等

担当部署・担当者名	
電 話 番 号	
F A X 番 号	
電 子 メ ー ル	

2 補助事業の概要

(1) 設置した補助対象設備

補助対象設備	設備内容	
	設備名・製造メーカー・型式	台数
ワークプレイスチャージング設備及びV2B設備		
再生可能エネルギー発電設備		

(2) 補助金所要額

(円)

項目	補助事業に 要する経費	補助対象経費 (a)	aのうち国の 補助額 (b)	算出額 (a-b)×1/3	補助額
設計費					
設備費					
工事費					
合計					

(3) 事業着手日及び事業完了日

事業着手日	事業完了日
平成 年 月 日	平成 年 月 日

(添付書類)

- (1) 請求書 (写し)
- (2) 請求明細書 (写し)
- (3) 補助事業に係る契約書又は請書の写し
- (4) 補助事業に係る納品及び支出を証する書類の写し
- (5) 補助対象設備をリースする場合は、リース契約書の写し
- (6) 国の補助金を受けた場合は、当該補助金補助事業実績報告書の写し、補助金額確定通知書の写し及び金額の内訳がわかる書類
- (7) 導入した設備の構成図
- (8) 補助事業に係る完成図書又はこれに代わるもの
- (9) 補助事業に係る設備導入後の完成写真又はこれに代わるもの
- (10) その他知事が必要と認める書類

(補助金振込先) 通帳等に記載のとおり正確に記入してください。

口座名義人	(フリガナ)
金融機関名と店名	
預金の種類	普通 ・ 当座 ・ その他
口座の番号	

(連絡先)

氏 名	
住 所	
連 絡 先	
電子メール	

第 11 号様式（第 19 条関係）

ワークプレイスチャージング導入事業費補助金交付額確定通知書

第 号
年 月 日

様

神奈川県知事

ワークプレイスチャージング導入事業費補助金交付決定通知（ 年 月 日付け
第 号）により交付決定した補助金については、平成 年 月 日付けで提出された
ワークプレイスチャージング導入事業費補助金実績報告書に基づき、交付額を 円
に確定したので通知します。